

令和4年10月から育児休業中の掛金免除の要件が変わります

→ 経理 担当
☎06-6941-2857

【現行】月末時点で育児休業を取得している場合、当該月の掛金が免除されます。

育児休業期間(例)	月例掛金	期末勤勉等掛金
$12/15$ 月末 $1/4$  育児休業	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除
$12/1$ $12/15$ 月末  育児休業	12月分掛金 徴収	12月分掛金 徴収

【変更点①】

月例掛金について、月末時点で育児休業を取得している場合のほか、**同一月内に育児休業の開始日と終了日があり、その月内に14日以上(※)の育児休業を取得する場合も、免除の対象となります。**

育児休業期間(例)	令和4年9月までの取扱	令和4年10月以降の取扱
$4/20$ 月末 $5/2$  育児休業	4月分掛金 免除	4月分掛金 免除
$4/1$ $4/20$ 月末  育児休業(14日を超える期間※)	4月分掛金 徴収	4月分掛金 免除

【変更点②】

期末勤勉等の掛金について、月末時点で育児休業を取得している場合でも、**1ヶ月を超える期間(※)の育児休業でないと、免除の対象となりません。**

育児休業期間(例)	令和4年9月までの取扱		令和4年10月以降の取扱	
	月例掛金	期末勤勉等掛金	月例掛金	期末勤勉等掛金
$12/15$ 月末 $1/4$  育児休業(1ヶ月を超えない期間)	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除	12月分掛金 徴収
$11/25$ 月末 $1/4$  育児休業(1ヶ月を超える期間※)	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除	12月分掛金 免除

(※)期間の考え方の詳細については、省令が未公布のため未定です。
詳細が判明次第、各所属所長あてに改めて通知いたします。

★掛金免除については、産休・育休それぞれについて、共済組合への申し出が必要です。
 申出の方法は、所属により異なります。
 (例 府立学校・教育庁→SSCで申出 府立学校・教育庁以外→申出書を紙様式で提出)
 申出の詳細につきましては、令和4年4月発行の共済おおさか217号にてご確認ください。

